

第550回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	「最低賃金法の求める生活保護費との解消はできておらず広島県最低賃金をさらに71円引き上げをを求める」異議申出 (広島県労働組合総連合)	P. 1
資料 No. 2	広島県最低賃金改定に対する異議申出 (全広島教職員組合)	P. 4
資料 No. 3	広島県最低賃金改定に対する異議申し出について (広島医療生協労働組合)	P. 5
資料 No. 4	広島県最低賃金改定 対 異議申出 (広島地域労働組合総連合)	P. 6
資料 No. 5	「8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額でありさらなる引き上げを求めます。」 (広島県労連 パート・臨時連絡会)	P. 8
資料 No. 6	広島県最低賃金改定に対する異議申出 (広島合同労組生協ひろしまパート支部)	P. 9
資料 No. 7	広島県最低賃金改定に対する異議申出 (広島合同労組生協ひろしまパート支部)	P. 10
資料 No. 8	広島地方最低賃金審議会の最低賃金改定決定に対する異議申立書 (郵政産業労働者ユニオン中国地方本部)	P. 11
資料 No. 9	広島地方最低賃金審議会答申に対する異議申し立て書 (広島県労働組合連絡協議会)	P. 12
資料 No.10	広島県の生活保護費について	P. 13
資料 No.11	生活扶助基準額 (広島県)	P. 14
資料 No.12	最低賃金額と生活保護費の比較 (令和5年度)	P. 15
資料 No.13	厚生労働省 令和5年8月18日付け プレスリリース	P. 16

2023年8月10日

広島労働局長 釜石 英雄様

広島県労働組合総連合
事務局長 門田勇人

「最低賃金法の求める生活保護費との解消はできておらず 広島県最低賃金をさらに71円引き上げをを求める」 異議申出

1、趣旨

8月4日答申された広島県最低賃金970円は、最低賃金法に定められた生活保護水準との乖離解消ができておらず、少なくとも71円引き上げし、1,041円以上にすることを求めます。

2、理由

「(地域別最低賃金の原則)は、第九条3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とあります。

第548回広島地方最低賃金審議会において「生活保護水準との乖離状況について」の報告がありましたが、計算方法(考え方)が間違っていることから、再度計算をされ、法律に定められた「生活保護との乖離を解消」されることを求めます。

◆広島労働局(548回最低賃金審議会資料より、現行の930円で計算)

1、最低賃金

- ①労働時間 $365 \div 7 \text{日} \times 40 \text{時間} \div 12 \text{ヶ月} = 173.8 \text{時間}$
- ②賃金 $930 \text{円} \times 173.8 \text{時間} = 161,634 \text{円}$
- ③手取額 $161,634 \text{円} \times 0.816 = 131,893 \text{円}$

2、生活保護費(加重平均)

- ①生活扶助基準・第一類 + 冬季加算
- ②住宅扶助 + 期末一時扶助
- ③合計 103,296円

3、生活保護と最低賃金の比較

$$131,893 \text{円} - 103,296 \text{円} = 28,597$$

$28,597 \div 173.8 \text{時間} \div 0.816 \text{円} = 202 \text{円}$ 乖離は解消され、最低賃金が202円高い。

◆県労連計算

1、最低賃金

①労働時間 155時間 (毎月勤労統計調査)

※理由：広島労働局の1ヶ月の労働時間173.8時間は法定労働時間であり、一般労働者の所定内労働時間は約155時間(毎勤統計)です。パート(時間給)労働者の所定内労働時間が、正規労働者の時間を上回ることはなく、173.8時間は実態を無視しているといえます。

②賃金 $930 \text{円} \times 155 \text{時間} = 144,150 \text{円}$

③手取額 $144,150 \text{円} \times 0.816 = 117,626 \text{円}$

2、生活保護費(1級地2 広島市)

※広島労働局の生活保護費の計算は加重平均とありますが、その計算方法をまず示すべきです(級地ごとの人口・・・以前は出されていました)。

その上で、生活保護費との比較をする場合、生活保護には、県内4つの区分に分かれているので、「生活保護費との乖離解消」というのなら、すべての級地との比較を出すべきです。

以下は、広島市の生活保護費です。

①生活扶助基準・第一類 73,830円 + 冬季加算 1,096円

②住宅扶助 38,000円 + 期末一時扶助 1,127円

③計 114,053

④勤労控除 17,660円

※働くための経費(衣類、靴、鞆などの経費分)が勤労控除として認められています。この計算を上積みされないと、生活保護を受けているときよりも生活水準が下がってしまいます。

⑤合計 131,713

◆生活保護と最低賃金の比較

$117,626 \text{円} - 131,713 \text{円} = \blacktriangle 14,087 \text{円}$

$\blacktriangle 14,087 \text{円} \div 155 \text{時間} \div 0.816 \text{円} = \blacktriangle 111 \text{円}$

$930 \text{円} + 111 \text{円} = 1,041 \text{円}$

$$1,041\text{円} - 970\text{円} = 71\text{円}$$

生活保護費（広島市）との解消のためには、最低賃金を1,041円にしなければならず、あと71円の上積みが必要です。

以 上

2023年8月10日

広島労働局長 釜石 英雄様

全広島教職員組合
書記長 神部 泰

広島県最低賃金改定に対する異議申出

8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額であり、さらに引き上げることを求めます。中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が7月28日、2023年度の最低賃金の引き上げ額の目安を答申しました。全国加重平均で時給1002円です。目安通りに決まれば、現行961円から41円の増額です。これを受けて、広島地方最低賃金審議会・岡田行正会長は、令和5年8月4日、「広島県最低賃金を時間額970円に改正することが適当である」旨の答申を、広島労働局長に対して行いました。

コロナウイルスの蔓延と急激な物価高で、とりわけ低所得と言われる非正規労働者や女性労働者は困難な状況に追いやれてきました。この引き上げ水準では深刻な物価上昇にとっても追いつきません。

困窮世帯を対象にしたNPO法人キッズドアが行ったアンケートでは、「子どもに食べさせるために親の食事を減らしたり、抜いたりしている」との回答が49%にも上りました。実際に保護者が一日一食しか食べない人が17%、一日2食の人が47%にも上るという結果です。子どもについては一日3食を食べていないという回答が38%ありました。このような実態を象徴するように、学校給食が食べられない長期休み明けになると、ガリガリに痩せた子が登校してくるという実態が報告されるようになっていきます。こんな状態を放置していいはずはありません。

このような実態を解消するためには、最賃の大幅引き上げが最も有効ではないかと考えます。6月の消費者物価は、前年同月比3.3%増と22カ月連続で上昇しています。食料品など生活必需品の高騰は、とくに低所得層に大きな打撃となっています。物価高を上回る最賃引き上げが必要です。

広島県では、ご承知のように、人口流出がここ数年全国1位と不名誉な実態が続いています。青年・若者の県外流出を止めるためには、最賃の大幅引き上げが必要です。全国的には、国の引き上げ目安額を超える答申がなされています。

以上の理由から、広島県においても、国の目安額を大幅に上回る引き上げを求めるものです。

2023年8月10日

広島労働局長 釜石 英雄 様

広島医療生協労働組合
執行委員 山本 純子

広島県最低賃金改定に対する異議申し出について

1, 趣旨

8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額でありさらに引き上げることを求めます。

2, 理由

私は長い期間パート労働者として働いてきました。その間に時給のアップは2回以前は出ていたボーナスが時給に組み込まれることで見せかけの時給アップもあり長いパート労働者の期間に最低賃金が追いついてきて、結果的に収入の増えることがありませんでした。

家計の補助的役割から今では一家を支える収入源としての役割に変わってきました。正規社員並みに働いても高卒事務給与にも及びません。何年経験を積んでも時給のアップがない限り収入が増えることはありません。更に年末年始、夏期休暇、祝日の多い月には収入が減ってしまいます。休みたくても安心して休めない悲しい現実です。最低賃金が1500円くらいに上がればもう少しマシな暮らしができると思います。法人にも最低賃金を保証する国の制度があれば使用者も支払い能力以上の賃金を上げやすくなるのではないのでしょうか。8時間働けば生活のできる賃金となるよう最低賃金のさらなる引き上げを望みます

以上



2023年8月17日

広島労働局長 釜石 英雄様

広島地域労働組合総連合
事務局長 三宅 敏明

広島県最低賃金改定 対 異議申出

1、趣旨

8月4日答申された広島県最低賃金970円はあまりにも低額です。さらに引き上げてください。

2、理由

広島地方最低賃金審議会岡田行正会長は、令和5年8月4日、「広島県最低賃金を時間額970円』に改正することが適当である。」旨の答申を、広島労働局長に行いました。

この時間額970円は、現行の広島県最低賃金（930円）を40円引き上げるもので、あまりにも低額と言わざるを得ません。私は次のことから答申の見直しと大幅引き上げを求めます。

①2022年10月最低賃金が発効した折、私たちは再改定の申し入れをしました。審議会は物価高騰前の資料を基に目安額を決定したため値上げ幅を低く抑えました。私たちは物価高に見合う再改定を申し入れたにもかかわらず無視をされ低額に抑え込まれたまま放置されました。

②中央審議会の答申はAランク41円、Bランク40円、Cランク39円となり地域間格差を広げる目安となっています。目安通りなら1000円以下は40道県に及びます。本県も1000円以下です。

③2023年度は月が替わっても変わらないのが物価高です。8月も1000品目以上の食品が値上げされ、今年の値上げ品目数はとうとう3万をこえました。すでに昨年1年間の数を上回っています。これだけ続くと買い控えも値上げ疲れも限界に達します。消費者物価指数が22カ月連続で上昇する一方で、実質賃金は14カ月連続の減少。そこに猛暑や大雨、台風も加わり、くらしの苦難は耐えがたいほどになっています。このようなもとの広島県民は審議会の議論を注視しています。しかし、目安額の40円が1円も増えない、県民の生活実態を顧みない答申は県民の不信と怒りをよんでいます。鳥取県は39円の目安額に対して7円積み46円に増やしています。これが県民の生活を直視した引き上げで審議会が見識を示したことを評価できます。翻って本県の審議会はどうか。県民の生活を考慮しているのか。不信と絶望に覆われます。

④生計費重視で全国一律制の賃金決定方法に早急に改めることを求めます。それは地域間格差の是正です。2006年109円だったものが2018年に224円になり2022年は219円と格差がついています。これは人口流出に拍車をかけるもので地方の経済

を衰退させるものになるからです。全国どこに住んでいても生計費に大きな差はありません。すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現することを求めます。

⑤最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備することを求めます。

⑥生活を改善できる賃金にするため最低賃金ぎりぎり働いている労働者を委員に選出して県民の負託に応える審議会としてください。

⑦40円の引き上げでは物価上昇にも追い付かず、労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながりません。再度議論し大幅の賃金引き上げを求めます。

以上

2023年8月17日

広島労働局長 釜石 英雄様

広島県労連 パート・臨時連絡会
会長 大内理枝

1. 趣旨

8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額でありさらなる引き上げを求めます。

2. 理由

8月4日に行われた広島県最低賃金審議会では中央審議会が目安として出した、40円が目安が出されました。しかし、全国加重平均の1002円には72円以上の引き上げがないと届きません。この間の物価高騰はすさまじいもので、今回の引き上げ額ではまともな生活が出来たものでないといえます。せめて加重平均の1,002円を上回る額の提示をお願いするものです。

自治体職場では、人員削減が進められる一方、仕事量は増大している中で、非正規労働者の占める割合がどこの自治体でも大きくなっています。保育現場では5割を超える自治体も少なくありません、しかし、時間給は930円から970円の間が多いのが実態です。会計年度任用職員の中には週16時間未満で働く職員は少なくありません。年間コンスタントに仕事に就けるわけでもなく、雇用間も定められています。最近では臨時・非常勤の職種は、事務的補助にとどまらず、住民サービスの最前線で働き、専門的な職種も増えてきています。専門職であっても時間給1000円以下の職種（心理療法士・語学聴覚士・放課後指導員・調理員など）が多数あるのが実態です。

臨時・非常勤職員の多くは、住民のためにいい仕事がしたいと思って仕事に就きますが、仕事の実態と賃金のギャップに苦しみ、短期間で仕事を離れていく、応募しても採用者が来ない中で、多くの職場が臨時・非常勤の欠員状態を生み出しています。これでは住民サービスの向上に努めることが困難になります。

自治体に働く非正規雇用労働者の賃金水準の引き上げには、最低賃金の大幅アップが極めて有効です。全国加重平均1,002円を広島県は早急に近づけること、一刻も早く、最低賃金を1,500円以上にすること、そして全国一律最低賃金制度にすることが必要です。これまでの地方最低賃金審議は、中央最低賃金審議会の目安にどれだけ上乗せをするかに限られたものになっていますが、地域労働者が生活に値する賃金確保のための引き上げを求めます。

「全国一律」の実現と共に、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」立場に立ち、最低賃金の収入で「人間としてあたりまえの生活」が可能となるようさらなる引き上げを訴えます。

2023年8月17日

広島労働局長 釜石 英雄 様

広島合同労組生協ひろしまパート支部

支部長 磯崎 光

広島県最低賃金改定に対する異議申出

1. 趣旨

8月4日に答申された広島県最低賃金970円は低額であり更に引き上げることを求めます。

2. 理由

多くの労働者が最低賃金に張り付いた時給で働いています。原材料価格と輸送費の高騰で使用者も苦しいとは思いますが、しかし最低賃金が上がらなければ労働者の収入は増えず、購買、消費も増えません。この猛暑の中、電気代は必要ですし、値上げラッシュが止まらない生活の中でガソリン代の高騰も大きく押し掛かっています。食費や衣服費、余暇費など削れるものは削っています。しかし貯金も出来なければ、子どもの教育まで節約することになります。

40円の引き上げ額は嬉しいことではありますが、時給970円では生活は楽になりません。2円でも3円でも更に引き上げて最低賃金を決定してください。

以上

2023年8月18日

広島労働局長 釜石 英雄様

広島合同労組生協ひろしまパート支部
書記局長 田頭 奈美江

広島県最低賃金改定に対する異議申出

1. 趣旨

8月4日答申された広島県最低賃金970円を引き上げる事を求めます。

2. 理由

食料品や日用品の価格上昇だけでなく、ガソリンの高騰や9月の電気料金補助金の適用終了など、尚いっそうと生活が圧迫されているのを感じます。移動の手段としてわたしの住んでいる地区は車が欠かせないし、この暑さから身を守るには冷房を止めることもできません。仕事に行く、食事をする、ぐっすり眠って明日に備える・・・普通に生活したいだけなのに、常に何かを犠牲にしなければ生活そのものが成り立たない状況に追いやられています。長引く物価高騰の影響は大きく、ダブルワークなどで自分や家族との時間を削り、長時間働くことで生活を支えています。無理をして体調を崩して、いつ仕事ができない状態になるかもしれない不安を抱えながら日々を送っている仲間もいます。パートやアルバイトなどの私たちは、常に最低賃金に照らし合わせた時給で働くことを強いられています。それだけに、今年の最低賃金改定の動きには高い関心を持っていました。

加重平均が1000円になるようにと聞き、では、自分の時給もいよいよ1000円となるのかと喜びましたが、答申された(中央最低賃金審議会の目安と同額の)引き上げ額は40円で、広島県の最低賃金は970円。大都市や近郊の一部の県は確かに1000円を越えた時給ですが、広島県はじめとして地方では1000円にはほど遠く、地域間の格差が大きい。日本のどこで暮らしても生活にかかる金額はそう変わらないはずですから、ランク別の引き上げ目安は全く意味がないと感じています。

最低賃金は社会のセーフティネットではないでしょうか。答申されている消費者物価指数の4.3%にあわせたような広島県の引き上げ額「40円」では、賃金の上昇は実質的にはゼロと同じ事になります。40円の引き上げでは今後も続くであろう物価高騰にとっても追いつかず、余裕のない生活が変わることはないと思います。これからの1年間でさえ暮らせる気がしません。

全国どこでも、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」を送れるために地域間の格差を是正し、広島県の最低時給を引き上げていただけるよう、お願いいたします。

以上。

2023年8月16日

広島労働局長殿

広島市中区国泰寺町一丁目4番1号 広島中央郵便局内
 郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
 広島県協議会事務局長 上関英徳

広島地方最低賃金審議会の最低賃金改定決定に対する異議申立書

広島地方最低賃金審議会は、8月4日、広島県の最低賃金を40円引き上げ970円とすることを決定しましたが、この決定に対し、以下の通り異議の申し立てをします。

中央審議会は、今年も A ランクの地域とその他の地域の格差を拡大する目安を示し、今春闘においても、日本を代表する大手企業が「優秀な人材を確保するため」相次いで5%を上回るような賃上げを発表する中で、地方の中小零細は太刀打ちすることもできず置き去りにされました。今後も地方からの生産年齢人口の流失や地方における経済・暮らしの更なる疲弊は避けられないものと考えます。

地方審議会の論議の中でも、労働者側委員から、国の中小企業支援策を利用活用して大幅な引き上げを求める声が上げられましたが、私たちは、「事業の効率化」の行きつく先が「人減らし」であり「非正規化」であることを経験的に知っています。一部の優秀な人・気に入られた人が優遇され、そうでない人へのいじめやパワハラの温床にもなっています。現行制度の中でこうした支援策が中小零細の救済として緊急避難的に活用されることは一定やむを得ないとしても、国からの補助金をアテにする自治体・企業に将来展望は見出せません。高齢化が進み若年層に依存した経済発展などは夢物語に過ぎず、性別や年齢、国籍、健康状態、家庭の事情など、様々なハンディキャップがある中で、たとえ不効率であってもみんなでワーキングシェアしながら地域を支えるしくみを考えなければならない時期にきているのではないのでしょうか。地方でも自立して事業展開できるよう、広島地方審議会として厚労省や中央審議会に対し政策・制度の見直しを強く求めていくべきと考えます。

使用者側委員からも、全国加重平均の「41円」に根拠はない旨の指摘がありました。私たちも同意見です。しかし、「広島県40円」という答申にも根拠が見つかりません。「払えない事業者もたくさんいる」との意見もありました。非公開とされた専門部会の中でどのような根拠づけがされたのか、審議会の議論を広く公開するとともに県民に対し説明がなされるべきです。私たちは、最低賃金の額の根拠は常に「現在の広島県で最低限の文化的な生活をしていくためにいくら必要か」と考えます。家庭を持ち、育児や介護、病気など様々な課題を抱えながらも安心して暮らせるための賃金や福祉制度によって、地域が持続できるしくみを追求していかなければなりません。

過去にない引き上げ額に対し一定の評価をしつつも、時給970円では年間2000時間働いても年収200万円にも届きません。私たちの求める額は「全国一律時給1500円」ですが、最低限、地域間格差を一刻も早く無くすために努力されるよう強く求めます。



2023年8月21日

広島労働局
労働局長 釜石 英雄 様

広島県労働組合連絡協議会
議長 池上 [REDACTED]
広島市東区二葉の里 [REDACTED]

広島地方最低賃金審議会答申に対する異議申し立て書

本年8月4日、広島地方最低賃金審議会は、広島県最低賃金を時間給970円とする答申をしました。1日8時間、1ヶ月22日働くとして月額170,720円になります。ここから社会保険料などを控除されれば手取りは、14万円前後になります。これでは、物価高騰に全く及びません。今年6月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた総合指数で3.3%(前年同月比、)上がりました。生鮮食品を除く食料品は、9.2%と高水準の値上がりが続いています。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかっています。

最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい生活を強いられています。子育て世代もまた、粉ミルクや紙おむつが高騰し家計に重くのしかかっています。「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが出来るよう生活保護との「整合性に配慮する」とされています。最低賃金の大幅引き上げは、ひとり親世帯を含む低賃金労働者に重要な役割を果たします。

最低賃金の地域間格差の拡大は、地方から若者など低賃金労働者の流出を招く要因の一つとされています。必要生計費は、全国どこでも大きな差はありません。また、現行のランク性は、むしろ地域格差を広める結果を招きました。最低賃金は全国一律にすべきです。そこで、以下要望します。

記

1. 広島地方最低賃金の答申額に異議を申し立て、最低賃金時間額1500円に引き上げるよう再審議をすること。
2. 全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
3. すべての最低賃金審議会を完全公開すること。

以上



広島県的生活保護費について

	地域	人口（人）	生活扶助	冬季加算 ※1	期末一時 扶助費※ 2
1級地-2	広島市	1,200,754	73,830	1095.83	1126.66
	福山市	460,930			
	呉市	214,592			
	府中町	51,155			
		1,927,431			

2級地-2	三原市	90,573	71,460	1095.83	1020.83
	尾道市	131,170			
	府中市	37,655			
	大竹市	26,319			
	廿日市	114,173			
	海田町	29,636			
	坂町	12,582			
		442,108			

3級地-1	竹原市	23,993	68,430	1095.83	967.50
	三次市	50,681			
	庄原市	33,633			
	東広島市	196,608			
	安芸高田市	26,448			
	江田島市	21,930			
	熊野町	22,834			
		376,127			

3級地-2	安芸太田町	5,740	66,940	1095.83	914.16
	北広島町	17,763			
	大崎上島町	7,158			
	世羅町	15,125			
	神石高原町	8,250			
		54,036			

生活扶助 加重平均	冬季加算 加重平均	期末一時扶助費 加重平均
① 72,597.30	② 1,095.83	③ 1,084.46

住宅扶助実績値	世帯	住宅扶助値
広島市	14,722	32,165.6
福山市	3,800	27,648.8
呉市	2,207	22,125.2
その他	4,544	20,536.9
合計	25,273	
住宅扶助加重平均		
④ 28,518.86		

①+②+③+④ 加重平均保護費合計 103,296 (円未満四捨五入)

級地別生活保護費	
広島市	108,218
福山市	103,701
呉市	98,178
2級地-2	94,114
3級地-1	91,030
3級地-2	89,487

※1 冬季加算：2,630円×5/12=1,095.83

※2 期末一時扶助

1級地-2：13,520円÷12=1126.66

2級地-2：12,250円÷12=1020.83

3級地-1：11,610円÷12=967.50

3級地-2：10,970円÷12=914.16

資料：令和2年国勢調査（人口）

令和3年度被保護者調査年次調査（住宅扶助実績値）

生活扶助基準額（広島県）

令和2年10月1日改正

（単位：円）

1 広島県における18～19歳の単身世帯の例（限度額）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
生活 扶 助	第1類費 及び 第2類費		73,830	73,830	73,830		71,460	68,430	66,940

2 その他の加算額

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
冬季加算額 (VI区・単身世帯) (11月～3月)			2,630	2,630	2,630		2,630	2,630	2,630
期末一時扶助費 (毎年12月)			13,520	13,520	13,520		12,250	11,610	10,970

3 広島県の住宅扶助（特別基準額）

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
①	単身世帯		38,000	34,000	35,000		35,000	33,000	33,000
②	世帯人員2名		46,000	41,000	42,000		42,000	40,000	40,000
③	世帯人員3～5名		49,000	44,000	46,000		46,000	43,000	43,000
④	世帯人員6名		53,000	48,000	49,000		49,000	46,000	46,000
⑤	世帯人員7名以上		59,000	53,000	55,000		55,000	52,000	52,000

最低賃金額と生活保護費の比較(令和5年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一扶助費）＋住宅扶助）（※）	最低賃金（令和3年度） ×173.8×0.816	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.816
北海道	105,252	126,079	130,475
青森	96,507	116,577	120,973
岩手	93,911	116,435	121,115
宮城	100,317	120,973	125,228
秋田	94,705	116,577	120,973
山形	95,708	116,577	121,115
福島	93,363	117,428	121,682
茨城	93,491	124,660	129,199
栃木	97,501	125,086	129,482
群馬	95,990	122,675	126,930
埼玉県	111,424	135,581	139,977
千葉県	108,528	135,155	139,552
東京都	122,706	147,635	152,032
神奈川県	118,601	147,494	151,890
新潟	97,779	121,824	126,221
富山	92,834	124,377	128,773
石川	96,620	122,108	126,362
福井	93,262	121,682	125,937
山梨	91,334	122,817	127,355
長野	94,785	124,377	128,773
岐阜	96,351	124,802	129,057
静岡県	101,493	129,482	133,879
愛知県	103,256	135,439	139,835
三重	94,085	127,922	132,319
滋賀	97,975	127,071	131,468
京都	109,093	132,886	137,283
大阪	111,627	140,686	145,083
兵庫県	107,808	131,610	136,148
奈良	97,219	122,817	127,071
和歌山	94,211	121,824	126,079
鳥取	93,412	116,435	121,115
島根	90,458	116,860	121,540
岡山	99,239	122,250	126,504
広島	103,296	127,497	131,893
山口	91,169	121,540	125,937
徳島	87,915	116,860	121,257
香川	94,512	120,264	124,519
愛媛	95,746	116,435	120,973
高知	92,074	116,293	120,973
福岡	98,553	123,384	127,639
佐賀	90,381	116,435	120,973
長崎	93,045	116,435	120,973
熊本	92,055	116,435	120,973
大分	91,355	116,577	121,115
宮崎	91,341	116,435	120,973
鹿児島	90,860	116,435	120,973
沖縄	94,677	116,293	120,973

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

(別紙) 令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

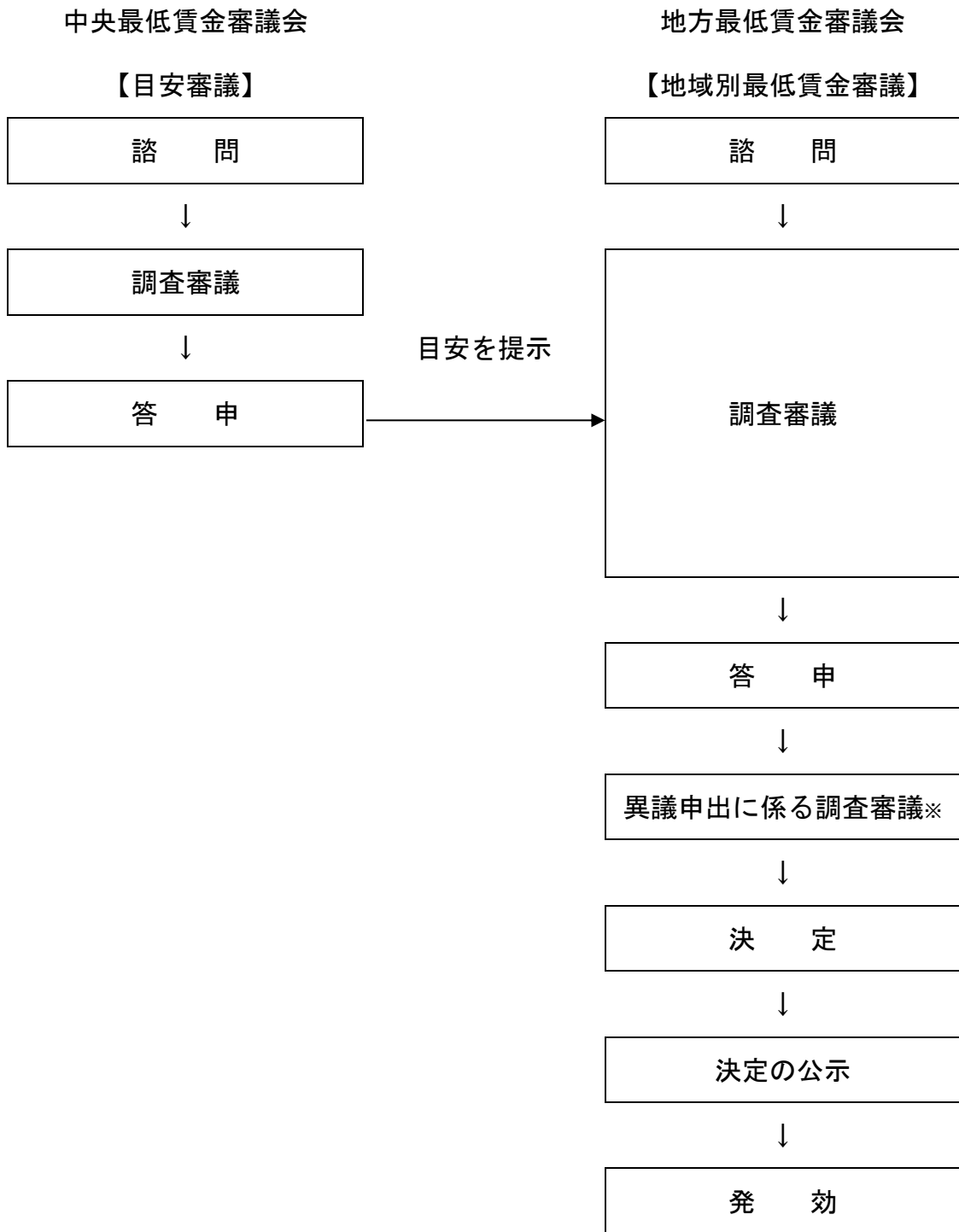
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催